

關西學生馬術連盟 規程集



目 次

関西学生馬術連盟規約	2
第1章 総則	2
第2章 会員	2
第3章 役員	3
第4章 機関	5
第1節 総会	5
第2節 理事会	7
第3節 幹事会	8
第4節 専門委員会	8
第5節 常任幹事会	9
第6節 監督会議	9
第5章 表彰	9
第6章 倫理	10
第7章 罷免及び罰則	10
第8章 経理	10
第9章 年度	11
関西学生馬術連盟競技会規程	12
第1章 総則	12
第2章 機関	12
第3章 競技運営	13
第4章 経理	14
関西学生馬術スプリングトライ規程	16
全関西学生馬術大会規程	17
関西学生新人馬術大会規程	20
関西学生賞典総合馬術大会規程	22
関西学生賞典障害馬術大会規程	23
関西学生賞典馬場馬術大会規程	24
関西学生馬術選手権大会規程	25
関西学生馬術女子選手権大会規程	27
関西学生複合馬術大会規程	28
関西学生自馬馬術大会規程	30
関西学生レースホースカップ規程	32
学生馬術東西対抗競技会規程	33
関西学生馬術連盟年度表彰規程	34
関西学生馬術連盟旅費規程	39
関西学生馬術連盟慶弔見舞金規程	43
関西学生馬術連盟基金管理運用規程	44
関西学生馬術連盟卒部者団体費管理規程	46

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟を、関西学生馬術連盟と称する。

2 本連盟の英語表記は、Kansai Student Equestrian Federation
とし、略称をKSEFとする。

(目的)

第2条 本連盟は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「全日本学生馬術連盟」という。）における関西地区の学生馬術連盟として認められる唯一の団体であり、学生馬術の発展、馬事思想の普及及び加盟団体相互間の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的達成に必要なと認められる一切の事業を行う。

2 本連盟が行う競技会の運営について必要な事項は、関西学生馬術連盟競技会規程の定めるところによる。

(事務所)

第4条 本連盟の事務所は、幹事長の所属する会員の所在地に置く。

第2章 会員

(資格)

第5条 本連盟の会員は、次に掲げる要件を満たす大学馬術部に限る。

(1) 一般社団法人全日本学生馬術連盟定款第5条に定める関西地区に所在する大学馬術部で、所属大学公認であること。

(2) 大学馬術部自らが馬匹を所有し、当該馬匹を全日本学生馬術連盟に登録していること。

(入会及び退会)

第6条 本連盟に入会又は退会しようとする大学馬術部は、所属大学を経由して、書面で本連盟に申し込まなければならない。

(入会金及び年額会費)

第7条 会員は、入会金及び年額会費を次に掲げる期日までに本連盟に支払わなければならない。

(1) 入会金 入会と同時

(2) 年額会費 毎年4月30日限り

2 入会金及び年額会費は、別に掲げる額とする。

(1) 入会金 50,000円

(2) 年額会費 当該年度の4月30日現在における登録馬匹（一般社団法人全日本学生馬術競技会規程第3条に規定する馬匹登録を完了している馬匹をいう。）の数に応じ、次の表に掲げる金額

登録馬匹数	金額
6頭未満	80,000円
6頭以上11頭未満	90,000円
11頭以上16頭未満	100,000円

(資格の喪失)

第8条 会員は、次に掲げる事由によってその資格を失う。ただし、払い込み済みの入会金及び年額会費は返却しない。

- (1) 会員が解散したとき。
- (2) 会員が退会を申し出たとき。
- (3) 第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第51条第3号の規定により除名したとき。

(休会)

第9条 会員は、その資格を維持できない場合その他の理由により、休会を申し出ることができる。

- 2 休会の期間は1運営年度単位とし、5年を限度とする。
- 3 休会期間中は、年額会費を徴収しない。
- 4 休会期間中は、会員たることによって生じる一切の権利を行使することができない。ただし、運営年度の途中で休会が承認された場合は、当該年度にすでに行使した権利及び負担した義務には影響を及ぼさない。

第3章 役員**(役員)**

第10条 本連盟に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干人
 - (3) 理事長 1人
 - (4) 副理事長 若干人
 - (5) 理事 第13条による
 - (6) 顧問 若干人
 - (7) 監事 2人
 - (8) 推薦理事 若干人
 - (9) 幹事長 1人
 - (10) 副幹事長 4人
 - (11) 常任幹事 若干人
 - (12) 幹事 第20条による
- 2 次に掲げる者を、全日本学生馬術連盟に理事として派遣する。
- (1) 卒部者（会員の所属大学の卒業生（退学した者を含む。）であって、会員に在籍した経歴を有する者をいう。以下同じ。）の中から総会で選任された者 2人
 - (2) 幹事長
- 3 副幹事長のうち1人を、全日本学生馬術連盟の幹事として派遣する。
- 4 前2項に定めるもののほか、全日本学生馬術連盟から求めがあったときは、理事会で指名した者を全日本学生馬術連盟の副幹事長として派遣する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、前条第9号から第12号までに掲げる者にあつては1年、その他の役員にあつて

は2年とし、再任されることができる。ただし、理事長の任期は4年とし、再任されることができない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期を終えた後も、後任の者が就任しその職務の引継ぎが完了するまで、協力するよう努めなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 会長及び副会長は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事)

第13条 理事は、次に掲げる者とし、理事会の推薦を経て、総会の決議によって選任する。

- (1) 会員から推薦された者 1人又は2人（卒部者又は会員の所属大学に勤務する教職員に限る。）
- (2) 幹事長
- (3) 副幹事長

- 2 理事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(理事長及び副理事長)

第14条 理事長は、理事会の構成員において互選する。

- 2 理事長は、理事会を主宰し、会務を執行する。
- 3 理事長は、理事の中から副理事長を指名することができる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。

(顧問)

第15条 顧問は、馬術に造詣が深く、関西の学生馬術に高い関心を持っている学識経験者の中から理事会で推薦された者とし、総会の決議によって選任する。

- 2 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(監事)

第16条 監事は、卒部者の中から理事会で推薦された者とし、総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(推薦理事)

第17条 推薦理事は、本連盟運営上の特定分野にかかる有識者として理事長が指名した者の中から理事会で推薦された者とし、総会の決議によって選任する。

- 2 推薦理事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(幹事長及び副幹事長)

第18条 幹事長は、常任幹事の中から幹事会で推薦された者とし、理事会の決議によって選任する。

- 2 幹事長は、幹事会を主宰し、本連盟の業務を執行する。
- 3 幹事長は、常任幹事の中から副幹事長を指名する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ定めた者がその職務を代行する。
- 5 幹事長及び副幹事長は、総会に出席して意見を述べることができる。

(常任幹事)

第19条 常任幹事は、会員に所属する部員の中から幹事長が指名した者とし、理事会の決議によって選任する。ただし、第3項の規定により引き続き常任幹事となっている者の再任にあつては、会員に所属していることを要しない。

2 会員は、特段の理由が無い限り前項に掲げる幹事長の指名を尊重し、一定数以上の常任幹事を抛出しなければならない。

3 常任幹事が会員の所属たる資格を失った場合で、幹事長が特に必要と認める場合は、その者を引き続き常任幹事とすることができる。

4 常任幹事は、本連盟の業務の執行及び企画運営にあたる。

5 常任幹事は、総会、理事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第20条 幹事は、会員の意思を代表する者として各会員から本連盟に届け出された者（各会員につき1人に限る。）とする。

2 幹事は、会員の主将とする。ただし、主将を幹事とすることができない特段の事情がある場合はこの限りでない。

3 幹事を代理する者は、理事会及び幹事会に出席することができる。この場合において、当該代理する者は事前に理事会にあつては理事長、幹事会にあつては幹事長の許可を得なければならない。

4 前項に定める代理人は、議決権を行使することができない。

5 幹事は、総会及び理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 機関

第1節 総会

(総会の権限等)

第21条 総会は、この規約に規定する事項及び本連盟の運営に関する一切の事項を決議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定例総会は、理事会で決議された事項に限り議決をすることができる。

3 総会は、本連盟に所属する全ての会員で組織する。

4 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第22条 定例総会は、1年に1回招集しなければならない。

2 臨時総会は、次条第3項に定める場合に招集しなければならない。

3 総会は、会長が招集する。

(総会招集の決定)

第23条 定例総会は、原則として期末に招集する。

2 定例総会の日時及び場所並びに目的事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上が議題を示して招集を請求したとき。

(3) 理事の半数以上が必要と認めたとき。

4 前項第2号又は第3号に掲げる事由による臨時総会の招集は、当該各号に掲げる事由が発生した時から1箇月以内にしなければならない。

5 会長は、臨時総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 臨時総会の日時及び場所

(2) 臨時総会の目的事項

(総会の招集の通知)

第24条 会長は、総会の日の7日前までに、会員及び役員に対して書面又は電子メールでその召集の通知を発しなければならない。

(議題の提案権)

第25条 総会に議題を提案できるのは、会員及び役員とする。

2 前項の規定にかかわらず、第27条第1項第7号に掲げる議題の提案は、会員及び理事に限りすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第27条第1項第9号に掲げる事項については、会員の5分の2以上の請求があった場合に限り議題とすることができる。

(議決権の数)

第26条 会員は、総会において、それぞれ1個の議決権を有する。ただし、議長は議決権を有しない。

(総会の決議)

第27条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 理事、顧問、監事及び推薦理事の承認

(3) 全日本学生馬術連盟に派遣する理事の承認

(4) 事業報告及び決算の承認

(5) 事業計画及び予算の承認

(6) 会員の入会、退会及び休会の承認

(7) 規約の改廃

(8) 会員の除名

(9) 役員 の 罷免

(10) 前各号に掲げるほか、本連盟の運営に関する一切の事項

2 総会の議長は、会長とする。ただし、会長は、他の者を議長として指名することができる。

3 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、賛否が同数の場合は議長が決議する。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第7号に掲げる事項については、会員の過半数が出席し、出席した当該会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第28条 総会に出席しない会員は、代理人(会員に限る。)によってその議決権を行使することができる。

この場合において、当該会員又は代理人は、所定の委任状を会長に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数及び議事の内容

(3) 議決した事項及び賛否の数

3 議事録は、当該総会の出席者2人以上に署名及び捺印を受けた上で保存し、その写しを各会員及び役員に送付しなければならない。

第2節 理事会

(理事会の権限等)

第30条 本連盟の管理機関として、本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、第13条に定める理事で組織する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、次条に定める場合に招集する。

2 理事会は、理事長が招集する。

(理事会の招集の決定)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上が議題を示して請求したとき。
- (3) 幹事の半数以上が必要と認めたとき。

2 前項第2号又は第3号に掲げる事由による理事会の招集は、当該各号に掲げる事由が発生した時から1箇月以内にしなければならない。

3 理事長は、理事会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会の目的事項

(理事会の招集の通知)

第33条 理事長は、理事会の日の7日前までに、理事に対して書面又は電子メールでその召集の通知を発しなければならない。

(議決権の数)

第34条 理事は、理事会において、それぞれ1個の議決権を有する。ただし、議長は議決権を有しない。

(理事会の決議)

第35条 理事会は、次に掲げる事項を決議する。ただし、必要な場合は、幹事会の議を経ることとする。

- (1) 幹事長の承認
- (2) 常任幹事の承認
- (3) 全日本学生馬術連盟に派遣する理事の推薦
- (4) 理事、顧問、監事及び推薦理事の推薦
- (5) 本連盟の会務執行に関する事項
- (6) 会員罰則に関する事項（ただし、会員の除名を除く。）
- (7) 定例総会の目的事項、日時及び場所
- (8) 規程の制定及び改廃
- (9) その他理事長が必要と認めた事項

2 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長は、他の者を議長として指名することができる。

3 理事会は、理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行う。ただし、賛否が同数の場合は議長が決議する。

4 前項の規定にかかわらず、会員の過半数が出席している場合は、理事の過半数が出席しているものとみなす。

5 理事の代理人が理事会に出席する場合、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。ただし、当該代理人は議決権を行使することができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び議事の内容
- (3) 議決した事項及び賛否の数

3 議事録は、当該理事会の出席者2人以上に署名及び捺印を受けた上で保存し、その写しを幹事及び常任幹事を除く全ての役員に送付しなければならない。

第3節 幹事会

(幹事会の権限等)

第37条 理事会の決定を会員に伝達し、会員間の適正な連携を図るため、本連盟に幹事会を置く。

2 幹事会は、第10条第1項第9号から第12号までに掲げる者で組織する。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

(幹事会の招集の決定)

第38条 幹事会は、次に掲げる場合に招集する。

- (1) 幹事長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事の3分の1以上が議題を示して請求したとき。

2 前項第2号に掲げる事由により幹事会を招集する場合は、当該請求を受けた時から1箇月以内に幹事会を招集しなければならない。

(議決権の数)

第39条 幹事は、1人につき1個の議決権を有する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、議決権を有しない。ただし、幹事長、副幹事長又は常任幹事が幹事を兼ねる場合はこの限りでない。

3 幹事会の議決が賛否同数の場合は、幹事長が決議する。

(幹事会の審議及び決議)

第40条 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第35条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) その他本連盟運営上の必要事項

2 幹事会は、幹事の過半数が出席し、出席した当該幹事の議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状は出席とみなす。

第4節 専門委員会

(専門委員会)

第41条 本連盟の業務の適正な運営を図るため、理事会に次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 審判委員会
- (5) スチュワード委員会

(6) 獣医委員会

- 2 専門委員会は、理事会で指名した理事又は推薦理事により組織する。
- 3 各専門委員会の委員長は、前項の委員の中から理事長が指名した者をもって充てる。
- 4 専門委員会（複数の委員会による合同委員会及び委員長会議を含む。以下この条において同じ。）は、理事会で必要と認めた事項について審議する。
- 5 専門委員会の決定事項は、理事会の議決を経るものとする。

第5節 常任幹事会

（常任幹事会の権限等）

第42条 本連盟の業務執行機関として、本連盟に常任幹事会を置く。

- 2 常任幹事会は、第10条第1項第9号から第11号までに掲げる者で組織する。
- 3 常任幹事会は、幹事長の指示により、各専門委員会の助言を得て、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 競技会運営に関する事項
 - (2) 総会、理事会及び幹事会の運営に関する事項
 - (3) 事務上の必要書類に関する事項
- 4 常任幹事会の構成は、幹事長が決定することができる。

（常任幹事会議及び役職長会議）

第43条 常任幹事会は、本連盟の業務に関する事項を審議するため、常任幹事会の全ての構成員からなる常任幹事会議を行う。

- 2 常任幹事会は、常任幹事会議のほか、幹事長、副幹事長及び各役職を代表する常任幹事による役職長会議を行う。
- 3 幹事長は、前2項に定める会議を必要に応じて招集することができる。

第6節 監督会議

（監督会議）

第44条 監督会議は、毎年1回招集するものとする。

- 2 監督会議は、会員の監督並びに理事長、副理事長、各専門委員会の委員長、幹事長及び副幹事長で組織する。
- 3 監督会議は、理事長が招集する。
- 4 監督会議の議事内容は、以後の理事会の参考とする。

（議事録）

第45条 監督会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数及び議事の内容
- 3 議事録は、当該監督会議の出席者2人以上に署名及び捺印を受けた上で保存し、その写しを幹事及び常任幹事を除く全ての役員に送付しなければならない。

第5章 表彰

(表彰)

第46条 本連盟が行う表彰について必要な事項は、関西学生馬術連盟年度表彰規程の定めるところによる。

第6章 倫理

(倫理問題への対処)

第47条 本連盟において倫理問題が発生したときは、一般社団法人全日本学生馬術連盟役職員及び会員倫理規程（以下「全日本学生馬術連盟倫理規程」という。）の定めるところにより対処しなければならない。

(相談窓口)

第48条 全日本学生馬術連盟倫理規程第7条の定めるところにより、本連盟に相談窓口を設け、相談員を置く。

2 相談員は、会員（所属する個人を含む。）及び役員からなされた苦情相談を受ける。

(相談員及び補助相談員)

第49条 理事長は、相談員及び補助相談員の選任について理事会に報告するものとする。

2 相談員は、苦情内容を理事長に報告するものとする。

第7章 罷免及び罰則

(罷免)

第50条 会長は、総会で決議された場合又は会員の過半数から書面により請求された場合は、理事長、理事、幹事長又は常任幹事を罷免しなければならない。

2 前項の場合、その罷免の日から1箇月以内に本規約の定めるところにより後任の者を選任しなければならない。

(罰則)

第51条 会員（所属する個人を含む。以下この条において同じ。）が、会員たる義務を怠り、又は会員としての体面を汚し、本連盟の運営上支障を来したと認められるときは、理事会の決議によって、当該会員に対し次に掲げる罰則を課することができる。ただし、第3号の適用については総会の議決を経なければならない。

(1) 戒告

(2) 本連盟主催事業及び本連盟が共催する全日本学生馬術連盟主催事業への一定期間参加禁止

(3) 除名

第8章 経理

(経理)

第52条 本連盟の経理は、次の収入によって賄われる。

(1) 入会金及び年額会費

(2) 全日本学生馬術連盟からの助成金

(3) 寄付及び寄付物件

(4) その他の収入

(卒部者団体費)

第53条 会員の卒部者団体から徴収する卒部者団体費については、関西学生馬術連盟卒部者団体費管理規

程の定めるところによる。

第9章 年度

(年度)

第54条 本連盟の運営年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

附 則

第1条 この規約は平成元年1月8日に制定し、施行する。

第2条 この規約は平成20年5月4日に改正施行する。

第3条 この規約は平成28年2月11日に改正施行する。

第4条 この規約は令和3年2月11日に改正施行する。

第5条 この規約は令和4年2月11日に改正施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規約は、令和6年2月12日から施行する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟規約第3条第2項の定めるところにより、本連盟が主催する競技会（以下単に「競技会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(競技会)

第2条 本連盟は、次に掲げる競技会を主催する。

- (1) 関西学生馬術スプリングトライ
- (2) 全関西学生馬術大会
- (3) 関西学生新人馬術大会
- (4) 関西学生賞典総合馬術大会
- (5) 関西学生賞典障害馬術大会
- (6) 関西学生賞典馬場馬術大会
- (7) 関西学生馬術選手権大会
- (8) 関西学生馬術女子選手権大会
- (9) 関西学生複合馬術大会
- (10) 関西学生自馬馬術大会
- (11) 関西学生レースホースカップ
- (12) 学生馬術東西対抗競技会

2 競技会の実施に必要な事項は、この規程によるほか、各大会規程及び大会実施要項の定めるところによる。

(実施計画)

第3条 競技会の実施場所及び日程については、前年度の定例総会において決議されなければならない。

2 各競技会の馬場馬術競技で使用する馬場馬術課目、障害飛越競技及びクロスカントリー競技の経路レベル並びに部班審査の実施要項については、別表第1及び別表第2に掲げるレベルを参考として理事会で決定する。

3 実行委員会は、競技会の1箇月前までに理事会の承認を得た実施要項を開示しなければならない。

4 理事会は、2月1日から3月31日までに実施する競技会に限り、第1項に定める決議の前に当該競技会の実施要項を承認することができる。

5 競技種目又は競技内容を大幅に変更する場合は、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

(責任)

第4条 本連盟及び実行委員会は、競技会において発生した事故又は病気等に関し一切の責任を負わないものとする。

第2章 機関

(運営)

第5条 競技会は、実行委員会が運営する。

(実行委員会)

第6条 競技会を円滑に運営するため、競技会ごとに実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、当該競技会の運営に関し一切の責任を有するものとする。
- 3 実行委員会は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 実行委員長 理事長又は理事長の指名する者
 - (2) 実行副委員長 幹事長又は幹事長の指名する者
 - (3) 実行委員 理事の中から理事長が指名する者、又は理事長が特に必要と認めた者

(競技場審判団)

第7条 競技を技術的に審判し、当該競技の個人別及び団体別の順位を定めるため、競技会に競技場審判団を置く。

- 2 競技場審判団は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 審判長 審判委員長又は審判委員長が指名する者
 - (2) 副審判長 審判委員長が指名する者（審判委員長が必要と認めた場合に限り置く。）
 - (3) 審判員 審判委員長が指名する者
- 3 審判長、副審判長及び審判員は原則として審判員資格（公益社団法人日本馬術連盟（以下「日本馬術連盟」という。）が制定する日本馬術連盟審判員規程に定める審判員の資格をいう。）を有する者とする。

(技術代表)

第8条 実行委員会は、競技会の運営に必要と認める場合に技術代表を置くことができる。

- 2 技術代表は、競技場全部を点検し、その職責のもとに、競技の目的に合致しない施設を修正し、経路の一部若しくは全部を変更させ、又は反スポーツ的若しくは競技者に不快な不意打ちの念を与えるような障害物を変更、移動若しくは除去させる全権を有する。
- 3 技術代表は、日本馬術連盟が制定する諸規程並びに本連盟が制定する規約及び規程の遵守について責任を負い監督しなければならない。

第3章 競技運営

(競技会規程)

第9条 競技会は、この規程に別段の定めのない限り、日本馬術連盟が制定する諸規程に準拠するものとする。

(資格)

第10条 競技会に出場する選手及び馬匹は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 選手は、会員に所属する部員であること。
- (2) 馬匹は、当該年度の4月30日現在、登録馬匹であり、一般社団法人全日本学生馬術連盟に乗馬登録料を納付していること。
- (3) 競技開催時における選手及び馬匹の帰属と、当該年度の4月30日における選手及び馬匹の帰属が一致していること。

(出場順序)

第11条 各競技における出場の順序は、別段の定めがある場合を除き、実行委員会が決定する。

(人馬の変更)

第12条 競技会に参加する会員は、当該競技会の打ち合わせ会において、選手又は馬匹のいずれか一方に限り変更をすることができる。この場合、所定の変更料を納付しなければならない。

(抗議)

第13条 抗議は、理事並びに会員の監督及び主将に限りすることができる。ただし、馬への虐待行為に対する抗議についてはこの限りでない。

2 抗議は、審判長に文書で提出しなければならない。

3 競技場審判団は、異議申立を受けた事項について審査し、申立人に決定事項を告知しなければならない。

(上訴)

第14条 日本馬術連盟競技会規程により上訴することができる事項については、競技終了後15日以内に限り本連盟に対して上訴することができる。

第4章 経理

(役員に支払う報酬等)

第15条 競技会役員に対し支給する交通費、日当その他の費用は、関西学生馬術連盟旅費規程の定めるところによる。

附 則

第1条 この規程は、平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は、平成19年2月17日に改正施行する。

第3条 この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。

第4条 この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。

第5条 この規程は、平成25年5月3日に改正施行する。

第6条 この規程は、平成28年2月11日に改正施行する。

第7条 この規程は、令和3年2月11日に改正施行する。

第8条 この規程は、令和4年2月11日に改正施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

別表第1 障害飛越競技参考レベル（第3条関係）

大会名	競技種目名	高さ	幅	障害個数
関西学生馬術スプリングトライ	ノービス障害飛越競技	60cm以下	80cm以内	7以上9以下
	Lクラス障害飛越競技C	80cm以下	90cm以内	7以上9以下
	Lクラス障害飛越競技A	100cm以下	110cm以内	9以上11以下
	Mクラス障害飛越競技D	110cm以下	120cm以内	9以上11以下
	Mクラス障害飛越競技C	120cm以下	130cm以内	10以上12以下
全関西学生馬術大会	Lクラス障害飛越競技B	90cm以下	100cm以内	7以上9以下
	Lクラス障害飛越競技A	100cm以下	110cm以内	8以上12以下
	複合馬術競技（ダービー）	110cm以下	120cm以内	13以上18以下
	Mクラス障害飛越競技D	110cm以下	120cm以内	9以上11以下
	Mクラス障害飛越競技C	120cm以下	130cm以内	10以上12以下
	Mクラス障害飛越競技B	130cm以下	140cm以内	10以上12以下
関西学生新人馬術大会		80cm以下	90cm以内	7以上10以下
関西学生賞典総合馬術大会		110cm以下	125cm以内	10以上11以下
関西学生賞典障害馬術大会		130cm以下	140cm以内	10以上12以下
関西学生馬術選手権大会		110cm以下	120cm以内	8以上10以下
関西学生馬術女子選手権大会		100cm以下	110cm以内	8以上10以下
関西学生複合馬術大会	複合馬術競技	105cm以下	120cm以内	10以上11以下
	障害飛越競技A	100cm以下	110cm以内	8以上10以下
	障害飛越競技B	80cm以下	90cm以内	7以上10以下
関西学生自馬馬術大会	障害飛越競技A	110cm以下	120cm以内	9以上11以下
	障害飛越競技B	100cm以下	110cm以内	8以上10以下
	障害飛越競技C	80cm以下	90cm以内	7以上10以下
関西学生レースホースカップ		100cm以下	110cm以内	8以上10以下
学生馬術東西対抗競技会		100cm以下	110cm以内	8以上10以下

別表第2 総合馬術競技参考レベル（第3条関係）

大会名	分速	経路全長	障害個数
関西学生賞典総合馬術大会	450m以下	1, 800m以上 2, 300m以下	17以上22 以下

関西学生馬術スプリングトライ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生馬術スプリングトライの実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、次に掲げる競技種目を実施する。

- (1) ノービス障害飛越競技
- (2) Lクラス障害飛越競技C
- (3) Lクラス障害飛越競技A
- (4) Mクラス障害飛越競技D
- (5) Mクラス障害飛越競技C
- (6) ノービス馬場馬術競技
- (7) チャレンジ・ドレッサージュ

(参加資格)

第3条 この競技会においては、指導者騎乗のオープン参加を認める。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、馬場馬術競技にあつては2回限りとし、障害飛越競技にあつては3回限りとする。

2 同一選手の出場は、1競技種目につき2回限りとする。

3 騎乗者資格（公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいう。以下同じ。）を有する者は、オープン参加に限り出場を認める。ただし、Lクラス障害飛越競技A、Mクラス障害飛越競技D又はMクラス障害飛越競技Cに出場する場合はこの限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、馬場限定の騎乗者資格のみを有する者は、ノービス馬場馬術競技に出場する場合に限りオープン参加とする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、各競技種目第10位までとする。ただし、チャレンジ・ドレッサージュの表彰は行わない。

(団体成績)

第6条 この競技会では、団体表彰を行わない。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

全関西学生馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程（以下「競技会規程」という。）第2条第2項の定めるところにより、全関西学生馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、次に掲げる競技種目を実施する。ただし、第3号、第10号及び第11号に掲げる競技種目については、理事会の議決を経て実施しないことができる。

- (1) 馬場馬術競技A・I
- (2) 馬場馬術競技A・II
- (3) 馬場馬術競技B（前2号の競技種目より難度が低いもの）
- (4) 複合馬術競技（ダービー競技及び馬場馬術競技）
- (5) Lクラス障害飛越競技A
- (6) Mクラス障害飛越競技D
- (7) Mクラス障害飛越競技C
- (8) Mクラス障害飛越競技B・I
- (9) Mクラス障害飛越競技B・II
- (10) Lクラス障害飛越競技B

2 馬場馬術競技A・I及びMクラス障害飛越競技B・Iについては、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日本馬術連盟」という。）公認競技会の認定種目として実施する。

3 Mクラス障害飛越競技B・I及びMクラス障害飛越競技B・IIは、同一のコースで実施する。

(参加資格)

第3条 馬場馬術競技A・I及びMクラス障害飛越競技B・Iへの出場資格は、競技会規程第10条の規定にかかわらず、日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。

2 Mクラス障害飛越競技C、Mクラス障害飛越競技B・II及び複合馬術競技への出場は、騎乗者資格（日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいい、馬場限定のものを除く。）を有する者に限る。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1競技種目につき1回限りとする。ただし、次に掲げるエントリーは認めない。

- (1) Mクラス障害飛越競技D及びMクラス障害飛越競技Cの両方への出場（当該2競技種目のうち、いずれかの競技種目についてオープン参加とする場合を除く。）
- (2) 馬場馬術競技A・I及び馬場馬術競技A・IIの両方への出場
- (3) Mクラス障害飛越競技B・I及びMクラス障害飛越競技B・IIの両方への出場
- (4) 馬場馬術競技A、馬場馬術競技B及び複合馬術競技のうち2競技種目以上への出場

2 同一選手の出場は、1競技種目につき2回限りとする。ただし、馬場馬術競技A・I及び馬場馬術競技A・II、並びにMクラス障害飛越競技B・I及びMクラス障害飛越競技B・IIへの出場はそれぞれ合計して2回限りとする。

3 複合馬術競技の馬場馬術競技に出場できる人馬の数は、ダービー競技を完走した上位15人馬までとする。

4 Lクラス障害飛越競技Bに出場する選手は、Mクラス障害飛越競技D、Mクラス障害飛越競技C、Mクラス障害飛越競技B・I、Mクラス障害飛越競技B・II、及び複合馬術競技に出場していない選手に限る。ただし、Lクラス障害飛越競技B及び関西学生新人馬術大会にのみ使用する馬匹に騎乗する場合について

は、この限りでない。

5 馬場馬術競技Bに出場する選手は、馬場馬術競技A及び複合馬術競技に出場していない選手に限る。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、各競技種目第6位までとする。ただし、エキシビション馬場馬術競技の表彰は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、Lクラス障害飛越競技Bについては第10位までを表彰する。

(複合馬術競技の順位決定方法)

第6条 複合馬術競技の順位決定は、日本馬術連盟競技会規程第6編(総合馬術競技)の例による。

2 2人以上の選手が同点となった場合は、次に掲げる順序に従って順位を決定する。

- (1) ダービー競技の減点が少ない選手
- (2) ダービー競技の走行タイムが早い選手
- (3) 馬場馬術競技における各審判員の総合観察点の合計が高い選手

3 前項の規定によっても順位を決することができない場合は、同順位とする。

(馬場馬術競技A及びMクラス障害飛越競技Bの順位決定方法)

第7条 馬場馬術競技A・I及び馬場馬術競技A・IIについては、それぞれの競技種目を区別せず馬場馬術競技Aとして順位を決定する。

2 馬場馬術競技Aの表彰対象は、競技会規程第10条の要件を満たす者に限る。

3 前2項の規定は、Mクラス障害飛越競技B・I及びMクラス障害飛越競技B・IIについて準用する。

(団体成績)

第8条 この競技会における成績上位団体の表彰は、次に掲げる通りとする。

- (1) Lクラス障害飛越競技A 第6位まで
- (2) 団体総合成績 第3位まで

(Lクラス障害飛越競技Aの団体順位決定方法)

第9条 Lクラス障害飛越競技Aにおいては、チーム順位を決定し、表彰を行う。

2 チームは、同一の大学に所属する3人馬以上5人馬以下の選手で編成する。

3 チームの順位は、次に掲げる順序に従って決定する。

- (1) 上位3人馬の合計減点が少ないチーム
- (2) 上位3人馬の合計走行時間が短いチーム

4 前項の規定によっても順位を決することができない場合は、同順位とする。

5 同一チームにおいて2馬匹で出場した選手については、その成績が上位の1馬匹に限りチーム順位の集計対象とする。

(団体総合成績)

第10条 団体総合成績は、第2条第1項各号に掲げる競技種目の個人成績に応じて付与される別表第1に定める得点の合計によって決定する。ただし、Lクラス障害飛越競技Aについては、前条に定める団体順位により得点を付与する。

2 得点の合計が同点の場合は、より上位の得点を多く付与された大学を上位とする。

3 馬場馬術競技A・I及び馬場馬術競技A・II、並びにMクラス障害飛越競技B・I及びMクラス障害飛越競技B・IIについては、それぞれ馬場馬術競技A及びMクラス障害飛越競技Bの個人成績に基づき得点を付与する。

4 同一競技種目に2馬匹で出場した選手については、その成績が上位の1馬匹に限り得点を付与する。

5 Lクラス障害飛越競技Aに2チーム以上で参加した大学については、その成績が上位の1チームに限り得点を付与する。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

別表第1 団体総合成績得点表（第10条関係）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
Lクラス障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
上記以外の競技種目	10	8	6	4	2	1

関西学生新人馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生新人馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、次に掲げる競技種目を実施する。

- (1) 新人馬場馬術競技
- (2) 新人障害飛越競技

(参加資格)

第3条 この競技会への出場は、会員への入部後、本連盟主催競技会（関西学生馬術スプリングトライ及び関西学生自馬馬術大会を除く。）に出場経験のない者に限る。

(出場制限)

第4条 この競技会と併催する全関西学生馬術大会に出場する選手は、この競技会に出場できない。

- 2 同一馬匹の出場は、馬場馬術競技にあつては2回限り、障害飛越競技にあつては3回限りとする。
- 3 同一選手の出場は、1競技種目につき1回限りとする。
- 4 馬場馬術競技を2班に分けて実施する場合、2回出場する馬匹は同班とする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、各競技種目第10位までとする。ただし、新人馬場馬術競技の参加数が30頭を超える場合は2班に分け、各班第5位までを表彰する。

(団体成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、次に掲げる通りとし、それぞれ第3位までを表彰する。

- (1) 馬場団体成績
- (2) 障害団体成績
- (3) 団体総合成績

(馬場団体成績及び障害団体成績)

第7条 馬場団体成績は、新人馬場馬術競技で各大学上位3選手の個人成績に応じて付与される次の表に定める得点の合計によって決定する。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
得点	20	17	14	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- 2 新人馬場馬術競技を2班に分けて実施した場合、前項に規定する得点を2で除して得た得点を付与する。
- 3 得点の合計が同点の場合は、個人成績がより上位である者を含む大学を上位とする。
- 4 同一馬匹が複数回出場した場合は、その成績が最上位の選手に限り得点を付与する。
- 5 馬場団体成績は、異なる3頭以上の馬匹で出場している大学に限り対象とする。
- 6 前5項（第2項を除く。）の規定は、障害団体成績について準用する。この場合において、前項中「異なる3頭以上の馬匹で出場している」とあるのは「異なる3頭以上の馬匹で出場し、少なくとも1頭が完走している」と読み替えることとする。

(団体総合成績)

第8条 団体総合成績は、各大学の馬場団体成績及び障害団体成績の順位之和により決定する。

- 2 順位之和が同点の場合は、前条の規定により計算した得点之和の大きい大学を上位とする。
- 3 団体総合成績は、馬場団体成績及び障害団体成績のいずれも集計対象となった大学に限り対象とする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生賞典総合馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生賞典総合馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、学生賞典総合馬術競技(馬場馬術競技、クロスカンントリー競技及び障害飛越競技)を実施する。

(参加資格)

第3条 この競技会への出場は、騎乗者資格(公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいい、馬場限定のものを除く。)を有する者に限る。

2 馬場馬術競技、クロスカンントリー競技又は障害飛越競技のいずれかにおいて失権した人馬は、それ以降の競技に出場することはできない。ただし、オープン参加についてはこの限りでない。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1競技種目1回限りとする。

2 同一選手の出場は、1競技種目2馬匹限りとする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、第6位までとする。

(団体成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、第3位までとする。

2 団体成績は、各大学上位3選手の合計減点により、決定する。

3 合計減点が同点の場合は、当該3選手の順位の和により、決定する。

4 2馬匹で出場した選手については、その成績が上位のものに限り集計の対象とする。

5 失権した選手の減点は、1, 000点とする。

6 団体成績は、3人以上の選手が出場し、少なくとも1頭が完走している場合に限り対象とする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生賞典障害馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生賞典障害馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、学生賞典障害飛越競技を実施する。

(参加資格)

第3条 この競技会への出場は、騎乗者資格（公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいい、馬場限定のものを除く。）を有する者に限る。

2 競技を2回走行により実施する場合、第1回走行で失権した馬匹は第2回走行に出場できるが、第1回走行前に棄権した馬匹は第2回走行に出場できないものとする。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1回限りとする。

2 同一選手の出場は、2馬匹限りとする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、第6位までとする。

(団体成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、第3位までとする。

2 団体成績は、次に掲げる順序に従って決定する。

(1) 上位3選手の合計減点が少ない団体

(2) 上位3選手の合計走行時間が短い団体

3 前項の規定によっても順位を決することができない場合は、同順位とする。

4 2馬匹で出場した選手については、その成績が上位のものに限り集計の対象とする。

5 失権した選手の減点は、500点とする。

6 団体成績は、3人以上の選手が出場し、少なくとも1頭が完走している場合に限り対象とする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生賞典馬場馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生賞典馬場馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 この競技会への出場は、騎乗者資格（公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格S A級をいう。）を有する者に限る。

(競技種目)

第3条 この競技会では、学生賞典馬場馬術競技を実施する。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1回限りとする。

2 同一選手の出場は、2馬匹までとする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、第6位までとする。

(団体成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、第3位までとする。

2 団体成績は、各大学上位3選手の合計得点率により、決定する。

3 合計得点率が同点の場合は、次に掲げる順序に従って順位を決定する。

(1) 大学内での順位が下位である選手の個人成績が上位である団体

(2) 大学内での順位が中位である選手の個人成績が上位である団体

(3) 大学内での順位が上位である選手の個人成績が上位である団体

4 前項の規定によっても順位を決することができない場合は、同順位とする。

5 2馬匹で出場した選手については、その成績が上位のものに限り集計の対象とする。

6 失権した選手の得点率は、0%とする。

7 団体成績は、3人以上の選手が出場している場合に限り対象とする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生馬術選手権大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生馬術選手権大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技会規程)

第2条 減点の計算及び順位の設定については、一般社団法人全日本学生馬術競技会規程の定めるところによる。

(競技種目)

第3条 この競技会では、貸与馬による個人戦（部班審査、馬場馬術競技及び障害飛越競技）を実施する。

(参加資格)

第4条 この競技会への出場は、騎乗者資格（公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格S A級をいい、馬場馬限定のものを除く。）を有する者に限る。

2 前年度に実施した本大会で第3位までに入賞した選手（以下「シード選手」という。）は、準々決勝戦より参加することができる。

(出場制限)

第5条 この競技会は、選手が所属する大学において別に定める数の馬匹を提供しなければ出場できない。

2 この競技会と同じ年度に実施する関西学生馬術女子選手権大会に出場する選手は、この競技会に出場できない。

(出場順)

第6条 出場選手の騎乗する馬匹及び出場順は、抽選により決定する。

(競技形式)

第7条 競技の形式は次に掲げる通りとする。

- (1) 予選
- (2) 準決勝戦
- (3) 決勝戦

(予選)

第8条 予選は、部班競技で行う。

- 2 予選は、出場選手を同一馬匹に騎乗する数人のブロックに分けて行う。
- 3 当該ブロックの成績上位者に対し、準々決勝戦出場の権利を与える。
- 4 準々決勝戦に出場することができるのは9人とする。ただし、シード選手がいる場合、前項の規定により準々決勝戦に出場できる人数は9から当該シード選手の人数を減じた人数とする。
- 5 当該グループの数が前項に定める準々決勝戦出場人数に満たない場合、各ブロックの次席の成績者間で決定する。
- 6 この競技会へのエントリー数とシード選手数の和が9以下である場合は、予選を行わない。

(準決勝戦)

第9条 準決勝戦は、馬場馬術競技で行う。

- 2 準決勝戦は、前条の規定により選出された9人を、同一馬匹に騎乗する3ブロックに分けて行う。
- 3 各ブロックで第1位となった者に対し、決勝戦出場の権利を与える。

(決勝戦)

第10条 決勝戦は、馬場馬術競技及び障害飛越競技で行う。

2 決勝戦は、前条の規定により選出された3人が、馬場馬術競技及び障害飛越競技において、それぞれ同一馬匹に騎乗して行う。

3 決勝戦の順位は、馬場馬術競技の総得点と障害飛越競技の総減点の和により決定する。

(個人成績)

第11条 この競技会における成績上位者の表彰は、第6位までとする。

2 第4位から第6位までは、準決勝で各ブロック第2位となった者から、各ブロック第1位となった者との合計得点率の差により決定する。

(団体成績)

第12条 この競技会では、団体表彰を行わない。

(学生馬術東西対抗競技会への参加資格)

第13条 この競技会で上位となった4人には、当該年度の学生馬術東西対抗競技会への出場権利を与える。

2 前項の定めにかかわらず、時期的制約のため本大会の上位入賞者より選考し難い場合は、別途理事会で選考を行うことができる。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生馬術女子選手権大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生馬術女子選手権大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(関西学生馬術選手権大会規程の準用)

第2条 関西学生馬術選手権大会規程第2条から第13条までの規定は、この競技会について準用する。この場合において、第4条第1項中「有する者に限る」とあるのは「有する女子に限る」と、第5条第2項中「関西学生馬術女子選手権大会」とあるのは「関西学生馬術選手権大会」と、第13条第1項中「上位4選手」とあるのは「上位2選手」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生複合馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生複合馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、次に掲げる競技種目を実施する。

- (1) 複合馬術競技（障害飛越競技及び馬場馬術競技）
- (2) 馬場馬術競技A
- (3) 馬場馬術競技B（前号に掲げる競技種目より難度が低いもの）
- (4) 障害飛越競技A
- (5) 障害飛越競技B（前号に掲げる競技種目より高さが低いもの）

(参加資格)

第3条 この競技会と同じ年度に実施する関西学生賞典総合馬術大会（一部種目のみへの参加を含む。）に出場する選手及び馬匹の出場は、認めない。ただし、オープン参加はこの限りでない。

2 複合馬術競技の馬場馬術競技で失権した人馬は、当該競技の障害飛越競技には出場できない。ただし、オープン参加はこの限りでない。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1競技種目につき2回限りとする。

2 同一選手の出場は、1競技種目につき2馬匹限りとする。ただし、次に掲げるエントリーは認めない。

- (1) 複合馬術競技に出場する選手の、馬場馬術競技A及び馬場馬術競技B並びに障害飛越競技A及び障害飛越競技Bへの出場
- (2) 馬場馬術競技A及び馬場馬術競技Bの両方への出場
- (3) 障害飛越競技A及び障害飛越競技Bの両方への出場

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、各競技種目第6位までとする。

(団体総合成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、第3位までとする。

2 団体総合成績は、第2条各号に掲げる競技種目の個人成績に応じて付与される別表第1に定める得点の合計によって決定する。

3 得点の合計が同点の場合は、複合馬術競技の得点が高い大学を上位とする。

4 同一競技種目に2馬匹で出場した選手については、その成績が上位の1馬匹に限り得点を付与する。

5 同一競技種目に2回出場した馬匹については、その成績が上位の1選手に限り得点を付与する。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

別表第1 団体総合成績得点表（第6条関係）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
複合馬術競技	12	10	8	6	4	2

馬場馬術競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
障害飛越競技A	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1

関西学生自馬馬術大会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生自馬馬術大会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、次に掲げる競技種目を実施する。

- (1) 馬場馬術競技A
- (2) 馬場馬術競技B (前号の競技種目より難度が低いもの)
- (3) 馬場馬術競技C (前号の競技種目より難度が低いもの)
- (4) 障害飛越競技A
- (5) 障害飛越競技B (前号の競技種目より高さが低いもの)
- (6) 障害飛越競技C (前号の競技種目より高さが低いもの)
- (7) ジムカーナ競技

(参加資格)

第3条 障害飛越競技Aへの出場は、騎乗者資格(公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいい、馬場限定のものを除く。)を有する者に限る。

2 この競技会と同じ年度に実施する関西学生賞典総合馬術大会(オープン参加を除く。)、関西学生賞典障害馬術大会又は関西学生賞典馬場馬術大会に出場した選手の出場は、認めない。ただし、オープン参加はこの限りでない。

3 この競技会においては、指導者騎乗のオープン参加を認める。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1競技種目につき2回限りとする。

2 同一選手の出場は、1競技種目につき2馬匹限りとする。ただし、次に掲げるエントリーは認めない。

- (1) 馬場馬術競技A、馬場馬術競技B及び馬場馬術競技Cのうち、いずれか2競技種目以上への出場
- (2) 障害飛越競技A、障害飛越競技B及び障害飛越競技Cのうち、いずれか2競技種目以上への出場
- (3) ジムカーナ競技への2回以上の出場
- (4) ジムカーナ競技に出場する選手の、その他の競技種目への出場

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、各競技種目第6位までとする。ただし、ジムカーナ競技については第10位までを表彰する。

(団体総合成績)

第6条 この競技会における成績上位団体の表彰は、第3位までとする。

2 団体総合成績は、第2条各号に掲げる競技種目の個人成績に応じて付与される別表第1に定める得点の合計によって決定する。

3 同一競技種目に2馬匹で出場した選手については、その成績が上位の1馬匹に限り得点を付与する。

4 同一競技種目に2回出場した馬匹については、その成績が上位の1選手に限り得点を付与する。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

別表第1 団体総合成績得点表（第6条関係）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
馬場馬術競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
馬場馬術競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
馬場馬術競技C	6	5	4	3	2	1
障害飛越競技A	10	8.5	6.5	5	3.5	1.5
障害飛越競技B	8	6.5	5.5	4	2.5	1.5
障害飛越競技C	6	5	4	3	2	1
ジムカーナ競技	3	2.5	2	1.5	1	0.5

関西学生レースホースカップ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、関西学生レースホースカップの実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、関西学生レースホースカップ（障害飛越競技）を実施する。

(参加資格)

第3条 この競技会への出場は、騎乗者資格（公益社団法人日本馬術連盟認定騎乗者資格A級若しくはB級又は一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格SA級をいい、馬場限定のものを除く。）を有する者に限る。

2 この競技会に出場する馬匹は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルに血統登録された馬匹でなければならない。

3 この競技会の前年度に実施された全日本学生賞典障害馬術競技大会若しくは全日本学生賞典総合馬術競技大会又はこの競技会と同じ年度に実施した関西学生賞典障害馬術大会若しくは関西学生賞典総合馬術大会（オープン参加を除く。）に出場した人馬の組み合わせでの出場は、認めない。

(出場制限)

第4条 同一馬匹の出場は、1回限りとする。

(個人成績)

第5条 この競技会における成績上位者の表彰は、第5位までとする。

(団体成績)

第6条 この競技会では、団体表彰を行わない。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に制定し、同日施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

学生馬術東西対抗競技会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第2条第2項の定めるところにより、学生馬術東西対抗競技会の実施に必要な事項を定めるものとする。

(競技種目)

第2条 この競技会では、貸与馬形式による障害飛越競技を実施する。

(参加資格)

第3条 この競技会は、関東学生馬術協会及び本連盟がそれぞれ選考した男子4人、女子2人、計6人の代表選手により行う。

(競技形式及び順位決定)

第4条 競技は、同一馬匹に各チーム1人が騎乗し、成績上位のチームに勝ち点を与えることによって行う。

2 同一馬匹に騎乗した2人が同減点の場合は、次に掲げる順序に従って勝敗を決定する。

(1) 走行時間の少ない選手

(2) 両選手ともに失権の場合は、残障害により計算した減点の少ない選手

3 前項の規定によっても決することができない場合は、引き分けとする。

4 チームの勝敗決定は、各選手の勝ち点の合計により決定する。

5 勝ち点が同点の場合は、次に掲げる順序に従って勝敗を決定する。

(1) 総減点の少ないチーム

(2) 各選手の合計所要時間の少ないチーム

(3) 減点0の選手が多いチーム

(4) 所要時間が最も短い、又は減点が最も少ない選手の所属するチーム

6 前項の規定によっても順位を決することができない場合は、引き分けとする。

附 則

この規程は、令和4年2月11日に改正し、同日施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生馬術連盟年度表彰規程

制 定 平成元年1月8日

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟規約第46条の定めるところにより、本連盟が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類、対象及び数)

第2条 本連盟が主催する競技会（以下単に「競技会」という。）の成績が特に優秀な団体に対し、次に掲げる表彰を行う。

- (1) 関西学生最優秀団体 1団体
 - (2) 関西学生優秀団体 2団体
 - (3) 関西学生三大大会最優秀団体 1団体
- 2 競技会の成績が特に優秀な個人に対し、次に掲げる表彰を行う。
- (1) 関西学生最優秀選手 1人
 - (2) 関西学生優秀選手 9人
- 3 競技会の成績が特に優秀な馬匹に対し、次に掲げる表彰を行う。
- (1) 関西学生最優秀馬匹 1頭
 - (2) 関西学生優秀馬匹 5頭
- 4 国内外の競技会で優秀な成績を収めた団体、個人及び馬匹には、特別賞を授与する。
- 5 学生馬術競技会開催に著しく貢献し、又は学生馬術の振興に寄与した団体及び個人には、功労賞を授与する。
- 6 本連盟に著しく貢献した馬匹は、功労馬として表彰する。
- 7 この規程に定める表彰の数は、同順位その他の理由により所定数を越えざるを得ない場合は、この限りでない。

(表彰の対象年度)

第3条 前条第1項から第4項まで（第8条第1項第3号に定める場合を除く。）に定める表彰は、当該年度の業績について行う。

(選考)

第4条 表彰対象の選考は、総務委員会が行うものとする。

(選考の手続き及び選考の方法)

第5条 総務委員会は、次条から第9条までに定める方法により表彰対象を選考するものとする。

2 表彰は、理事会の決議によって決定する。

(関西学生三大大会最優秀団体以外の選考)

第6条 第2条第1項から第3項まで（第1項第3号を除く。）に定める表彰は、当該年度の成績に応じて付与されるそれぞれ別表第1から別表第3までに掲げる得点の合計によって選考する。

- 2 同一の競技種目に複数回出場した選手については、その成績が最も上位のものに限り得点付与の対象とする。
- 3 同一の競技種目に複数回出場した馬匹については、その全ての成績を得点付与の対象とする。
- 4 前各項の規定により付与された得点の合計が最も高い3団体、10選手及び6馬匹を、それぞれ関西学生優秀団体、関西学生優秀選手及び関西学生優秀馬匹とする。
- 5 関西学生優秀団体、関西学生優秀選手及び関西学生優秀馬匹のうち、その得点が最も高い団体、選手及

び馬匹を、それぞれ関西学生最優秀団体、関西学生最優秀選手及び関西学生最優秀馬匹とする。

(関西学生三大大会最優秀団体の選考)

第7条 第2条第1項第3号に定める表彰は、当該年度の関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会及び関西学生賞典総合馬術大会（以下これらの大会を総称して「三大大会」という。）の団体成績に応じて付与される別表第4に掲げる得点の合計によって選考する。ただし、三大大会に個人参加（棄権した場合を除く。）した団体には、個人参加点を付与する。

2 選考は、三大大会の全ての競技種目に出場した団体（個人参加を含む。）に限り行う。

3 前各項の規定により付与された得点の合計が最も高い団体を、関西学生三大大会最優秀団体とする。

(特別賞の選考)

第8条 特別賞の選考は、次に掲げる通りとする。

(1) 一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「全日本学生馬術連盟」という。）が主催する競技会のうち、学生賞典障害飛越競技会、学生賞典馬場馬術競技会若しくは学生賞典総合馬術競技会又は全日本学生馬術選手権大会若しくは全日本学生馬術女子選手権大会において入賞した団体、個人及び馬匹

(2) 本連盟又は全日本学生馬術連盟から派遣され、出場した国際試合等の成績が特に優秀な団体、個人及び馬匹

(3) 公益社団法人日本馬術連盟から日本代表として選出され、出場した国際的な馬術競技会で活躍した個人（卒部した者を含む。）

2 前項第2号及び第3号に掲げる場合については、理事会が個別に審査し、適当と認めた場合に限り表彰する。

(功労賞及び功労馬の選考)

第9条 功労賞は、次に掲げる基準を満たす団体及び個人に授与する。ただし、過去に功労賞（第1号に掲げる事由によるものを除く。）を授与されたことがある者は、選考対象としない。

(1) 4年で卒部する常任幹事

(2) 4年間の任期を全うした理事長

(3) 退任する会長

(4) その他理事会が推薦を決議したもの

2 功労馬は、会員に5年以上所属し、次に掲げる基準を満たす馬匹とする。

(1) 15歳以上で、過去に関西学生最優秀馬匹を受賞したことがある馬匹

(2) 17歳以上で、過去に関西学生優秀馬匹を受賞したことがある馬匹

(3) 19歳以上で、長年試合又は練習に功労のあった馬匹

3 前項各号に掲げる馬匹の年齢は、表彰の行われる年のもの（死亡した馬匹にあっては死亡時のもの）とする。

4 功労馬は、全日本学生馬術連盟が主催する競技会及び三大大会に出場予定のない馬匹に限り対象とする。

5 功労賞及び功労馬の選考は、会員より提出された推薦書に基づき行う。

(賞典)

第10条 表彰は、次に掲げる書状のいずれかを授与することによって行う。

(1) 第9条第1項第2号から第4号までに掲げる場合 感謝状

(2) 前号以外の場合 表彰状

2 表彰には、副賞を加授することができる。

(表彰の期日)

第11条 表彰の期日は、定例総会の日とする。

附 則

第1条 この規程は、平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は、平成20年2月16日に改正施行する。

第3条 この規程は、平成20年5月4日に改正施行する。

第4条 この規程は、平成25年3月20日に改正施行する。

第5条 この規程は、平成26年2月11日に改正施行する。

第6条 この規程は、平成27年1月17日に改正施行する。

第7条 この規程は、平成28年2月11日に改正施行する。

第8条 この規程は、令和3年2月11日に改正施行する。

第9条 この規程は、令和4年2月11日に改正施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

別表第1 優秀団体得点表（第6条関係）

大会名	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
関西学生賞典馬場馬術大会	12	10	8	6	4	2
関西学生賞典障害馬術大会	12	10	8	6	4	2
関西学生賞典総合馬術大会	12	10	8	6	4	2
全関西学生馬術大会	18	15	12	9	6	3
関西学生新人馬術大会	6	5	4	3	2	1
関西学生複合馬術大会	12	10	8	6	4	2
関西学生自馬馬術大会	9	7.5	6	4.5	3	1.5

別表第2 優秀選手得点表（第6条関係）

大会名	競技名	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
全 関 西 学 生 馬 術 大 会	馬場馬術競技A	1 5	1 2 . 5	1 0	7 . 5	5	2 . 5
	馬場馬術競技B	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	Mクラス障害飛越競技B	1 5	1 2 . 5	1 0	7 . 5	5	2 . 5
	Mクラス障害飛越競技C	1 2	1 0	8	6	4	2
	Mクラス障害飛越競技D	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	Lクラス障害飛越競技A	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	Lクラス障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
	複合馬術競技	1 2	1 0	8	6	4	2
関 西 学 生 複 合 馬 術 大 会	複合馬術競技	1 2	1 0	8	6	4	2
	馬場馬術競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
関西学生賞典馬場馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生賞典障害馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生賞典総合馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生馬術選手権大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生馬術女子選手権大会		1 2	1 0	8	6	4	2
関 西 学 生 自 馬 馬 術 大 会	馬場馬術競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技B	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技C	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	障害飛越競技B	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	障害飛越競技C	6	5	4	3	2	1

別表第3 優秀馬匹得点表 (第6条関係)

大会名	競技名	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
全 関 西 学 生 馬 術 大 会	馬場馬術競技A	1 5	1 2 . 5	1 0	7 . 5	5	2 . 5
	馬場馬術競技B	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	Mクラス障害飛越競技B	1 5	1 2 . 5	1 0	7 . 5	5	2 . 5
	Mクラス障害飛越競技C	1 2	1 0	8	6	4	2
	Mクラス障害飛越競技D	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	Lクラス障害飛越競技A	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	Lクラス障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
	複合馬術競技	1 2	1 0	8	6	4	2
関 西 学 生 複 合 馬 術 大 会	複合馬術競技	1 2	1 0	8	6	4	2
	馬場馬術競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技B	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	障害飛越競技B	6	5	4	3	2	1
関西学生賞典馬場馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生賞典障害馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関西学生賞典総合馬術大会		1 8	1 5	1 2	9	6	3
関 西 学 生 自 馬 馬 術 大 会	馬場馬術競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技B	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	馬場馬術競技C	6	5	4	3	2	1
	障害飛越競技A	1 0	8 . 5	6 . 5	5	3 . 5	1 . 5
	障害飛越競技B	8	6 . 5	5 . 5	4	2 . 5	1 . 5
	障害飛越競技C	6	5	4	3	2	1

別表第4 三大大会最優秀団体得点表 (第7条関係)

団体順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9位以下	個人参加点
得点	1 0	8	7	6	5	4	3	2	1	1

関西学生馬術連盟旅費規程

制 定 令和4年2月11日

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟競技会規程第15条の定めるところにより、競技会にともない発生する旅費等の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(日当)

第2条 役員（競技会に役職者として参加した者をいう。以下同じ。）が競技会の業務に従事した場合は、その従事する日（コースデザイナーにあっては、コースの設営日及び当該コースを使用した競技実施日をいう。）1日につき次の表の左項に掲げる区分に応じ卒部者（会員の所属大学の卒業生（退学した者を含む。）であって、会員に在籍した経歴を有する者又は理事をいう。以下同じ。）である役員にあっては中項、それ以外の者（以下「卒部者でない役員」という。）にあっては右項に掲げる金額の日当を支給する。

区分	卒部者である役員	卒部者でない役員
大会会長	2,000円	2,000円
技術代表	2,000円	10,000円
審判長	2,000円	10,000円
審判員	2,000円	10,000円
チーフスチュワード	2,000円	10,000円
スチュワード	2,000円	10,000円
コースデザイナー	2,000円	15,000円
実行委員長	2,000円	-
競技委員長	2,000円	-
救護医師	20,000円	20,000円
救護看護師	12,000円	12,000円
装蹄師	15,000円	15,000円
獣医師	15,000円	15,000円

(競技会交通費)

第3条 役員のうち、次に掲げる者に交通費を支給する。

- (1) 常任幹事
- (2) 大会会長
- (3) 技術代表
- (4) 審判長
- (5) 審判員
- (6) チーフスチュワード
- (7) スチュワード
- (8) コースデザイナー
- (9) 実行委員長
- (10) 競技委員長
- (11) フェンスジャッジ
- (12) 救護医師（看護師を含む。以下同じ。）
- (13) 装蹄師

(14) 獣医師

- 2 前項各号に掲げる者の交通費の計算にあたっては、次の表の左項に掲げる役員の区分に応じ、それぞれ同表の右項に掲げる規定を適用する。

区分	適用する規定
前項第1号	別に定める
前項第2号から第10号までのうち、卒部者である者	第4条
前項第2号から第7号までのうち、卒部者でない者	第5条
前項第11号及び第12号	第5条
前項第8号のうち、卒部者でない者	第6条
前項第13号及び第14号	第6条

(卒部者である役員の交通費の計算方法)

第4条 卒部者である役員の交通費は、現住所の最寄り駅から競技場の最寄り駅までの最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費により計算し、その往復にかかる旅費を支給する。ただし、当該役員が、競技会期間中に出場選手の指導その他の理由により一時的に役員の業務を離脱する場合、当該旅費の半額を支給する。

- 2 役員は、財務担当常任幹事の求めに応じ、競技会期間中に本連盟の業務を離脱するかどうかを事前に報告しなければならない。

- 3 第1項本文の規定により交通費の支給を受けた者は、当該競技会期間中その業務を離れてはならない。ただし、財務委員長がやむを得ないと特に認めた場合はこの限りでない。

- 4 交通費の支給にかかる経路の決定及び旅費の算定は、財務担当常任幹事が行う。

- 5 航空機又は高速鉄道（特急、新幹線等特急券を要するものをいう。）を利用して移動する場合は、その者が当該公共交通機関の発行する領収証を提出した場合に限り、第1項及び前項の規定にかかわらずその実費を支給することができる。

- 6 自家用車を利用した場合であって、財務委員長が特に必要と認めた場合は、前項の規定の例により計算した旅費を支給することができる。

(卒部者でない役員の交通費の計算方法)

第5条 前条第1項本文及び第4項から第6項までの規定は、卒部者でない役員に対する交通費の計算について準用する。

(自家用車の利用が許可される場合の特例)

第6条 競技会において従事する業務の性質上自家用車を利用することが特に必要と認められる場合は、現住所から競技場までの最も経済的な経路による走行距離に応じ燃料費相当額及び有料道路利用料金を支給する。

- 2 燃料費は、現住所から競技場までの距離に応じ、1キロメートルにつき15円とする。

- 3 前項の規定は、燃油料金等の情勢を考慮し、必要に応じて財務委員長が理事会に見直しを発議するものとする。

(遠征費)

第7条 学生馬術東西対抗競技会を関東地区で開催する場合は、交通費及び宿泊費の実費を関西選手団として参加する次に掲げる者に支給する。

- (1) 監督
- (2) 団長
- (3) コーチ
- (4) マネージャー

(5) 選手

2 前項第1号から第3号までに掲げる者の交通費は、卒部者団体費（関西学生馬術連盟卒部者団体費管理規程に定めるものをいう。）から支給する。

3 同項第4号及び第5号に掲げる者の交通費は、本連盟から支給する。

(宿泊費)

第8条 役員のうち、次に掲げる者に対し宿泊を手配し、又は宿泊費を支給する。

(1) 大会会長

(2) 実行委員長

(3) 技術代表

(4) 審判委員長

(5) 審判員（宿泊しなければ競技会への従事が困難となる者に限る。）

(6) 獣医委員長

(7) 獣医師

(8) 装蹄師

(9) 競技委員長

(10) 総務委員長

(11) 財務委員長

(12) スチュワード委員長

(13) スチュワード

(14) コースデザイナー

(15) 救護医師

(16) 前各号のほか、実行委員長及び競技委員長が指定する者

2 競技会期間中に宿泊を希望する役員は、総務委員長に宿泊の手配を請求しなければならない。

3 総務委員長は、前項の請求に基づき当該役員の宿泊施設を手配するものとする。

4 役員が独自に手配した施設に宿泊した場合、本連盟が手配する宿泊施設に宿泊した場合に発生する宿泊費を上限として支給する。ただし、当該役員が支出した費用を超えることはできない。

5 前項の規定にかかわらず、実行委員長及び総務委員長は、宿泊施設を手配できない場合その他やむを得ない事情がある場合に限り、当該役員が支出した費用を上限として宿泊費相当額を支給することができる。

(経費精算)

第9条 日当及び交通費は、当該競技会期間中に現金で支給する。

2 宿泊費は、本連盟が直接宿泊施設に費用を支払い、宿泊者への支給は行わない。ただし、前条第5項に規定する場合は、宿泊した者の請求により現金又は銀行振込により支給する。

3 遠征費は、財務委員会の指定する方法により支給する。

4 前各項に定める経費は、支払事由の発生した年度中に行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、財務委員長及び総務委員長が協議の上決定する。ただし、この規程に定める日当及び交通費の増額支給については事前に理事会の議決を経なければならない。

2 各専門委員会及び常任幹事は、本連盟の財政状況その他を考慮し、可能な限り支出を削減するよう努めなければならない。

(改訂にかかる手続き)

第11条 この規程を改廃しようとする場合は、あらかじめ財務委員会及び総務委員会で協議のうえ、理事会の議決を経なければならない。

附 則（令和4年2月11日）

この規程は、令和4年2月11日に制定し、同日施行する。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生馬術連盟慶弔見舞金規程

制 定 平成元年1月8日

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟に所属する学生、役員及び本連盟の発展に特に貢献したと本連盟が認める個人（以下「対象者」という。）の慶弔に対する祝金及び弔慰金（以下「祝金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告及び手続き)

第2条 会員（所属する個人を含む。）及び役員は、慶事若しくは弔事の事実があったとき、又はその事実があったことを知ったときは、その内容を、総務委員会に速やかに報告することとする。

2 総務委員会は、前項の報告を受けたときは、その事実を会長、副会長及び理事長に直ちに報告し対応しなければならない。

3 第1項に定める報告が、その事実が発生した日から30日以内にされなかった場合は、特段の理由がない限り祝金等は支給しない。

(祝金等の支給事由及び金額等)

第3条 祝金等の支給事由及び金額等は、次に掲げる通りとする。

(1) 対象者が叙位又は叙勲を受けたとき 10,000円

(2) 対象者が死亡したとき 次のイ及びロに掲げる通り

イ 香典 10,000円

ロ 供花 第2項による

(3) 対象者の父母、配偶者又は子女が死亡した場合 弔電

2 供花の価格は、当該死亡した者が居住していた地区の標準価格を基準とする。

3 供花がやむなく遅れる場合は、弔電で対応する。

4 香典及び供花は、関西学生馬術連盟名で送る。

5 弔電は、会長名で贈る。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、その都度理事長及び総務委員長が対応し、理事会で審理することとする。

附 則

第1条 この規程は平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は平成13年4月1日に改正施行する。

第3条 この規程は平成28年2月11日に改正施行する。

第4条 この規程は令和3年2月11日に改正施行する。

第5条 この規程は令和5年2月11日に改正施行する。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟の基金の管理と運用に関し必要な事項を定め、基金の妥当性及び透明性を確保することを目的とする。

(種類)

第2条 基金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 佐用基金
- (2) 平成基金
- (3) 三大大会基金

(原資)

第3条 基金の原資は、次の各号の全部又は一部とする。

- (1) 本連盟会計の剰余金
- (2) 本連盟への寄付金

2 基金への繰り入れは、総会の議決を経なければならない。

(使途)

第4条 基金の使途は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 佐用基金 本連盟又は会員に重大な事故が発生した場合等、多大な出費が見込まれるときの支援にかかる経費
 - (2) 平成基金 本連盟が行う事業のうち、特別な事業を行う場合又は突発的な支出の増加により、多大な出費が見込まれるときの経費
 - (3) 三大大会基金 全日本学生賞典障害馬術競技大会、全日本学生賞典馬場馬術競技大会及び全日本学生賞典総合馬術競技大会の開催が本連盟の所管となったときの必要経費のうち、一般社団法人全日本学生馬術連盟が負担すべきもの以外のもの
- 2 前項各号に掲げる使途に充てるために基金の取り崩しを行うときは、総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると理事長が判断し、かつ理事会の承認を経たときはこれを取り崩すことができる。ただし、承認が行われた当該理事会の直後に開かれる総会の承認を得なければならず、その承認が得られなかったときは取り崩した金額を戻し入れなければならない。

(区分)

第5条 基金の会計は、本連盟会計とは区分する。

(管理及び運用)

第6条 基金の管理及び運用は、元本が確実に回収でき、かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

- 2 理事長は、基金の管理及び運用の適正を期するため、財務委員長を基金管理責任者に、幹事長を基金管理副責任者に、会計担当常任幹事を基金管理担当者にそれぞれ任命し、その管理及び運用にあたらせるものとする。
- 3 理事長は基金管理責任者及び基金管理副責任者を、基金管理責任者及び基金管理副責任者は基金管理担当者をそれぞれ監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(報告)

第7条 基金の運用と使途の状況については、定例総会に報告し承認を得なければならない。

附 則（令和6年2月12日）

この規程は、令和6年2月12日から施行する。

関西学生馬術連盟卒部者団体費管理規程

制 定 令和6年2月12日

(目的)

第1条 この規程は、関西学生馬術連盟規約第53条の定めるところにより、卒部者団体費の管理及び運用に必要な事項を定めるものとする。

(卒部者団体費の支払い)

第2条 会員の卒部者団体は、本連盟に卒部者団体費を支払わなければならない。

2 卒部者団体費は、年額30,000円とする。

3 卒部者団体費の請求は、監督会議において行う。ただし、この項の規定により請求することができないときは、書面により請求する。

4 卒部者団体費の支払いは、毎年12月31日限りとする。

(卒部者団体費の使途)

第3条 卒部者団体費は、次に掲げる用途に使用するものとする。

(1) 理事会の会場賃借にかかる費用

(2) 学生馬術東西対抗競技会のレセプションにかかる費用（本連盟が主催するものに限る。）、並びに監督、団長及びコーチの派遣にかかる費用

(3) 功労賞（関西学生馬術連盟年度表彰規程第9条第1項に定めるものをいう。）の副賞にかかる費用

(4) 本連盟の事業に必要な接待、供応、贈答その他これらに類する行為にかかる費用のうち、本連盟会計からの支出が適切でないもの

(5) その他本連盟の事業において必要な費用のうち、本連盟会計及び基金（関西学生馬術連盟基金管理運用規程に定めるものをいう。）からの支出がふさわしくないもの

2 前項第5号に掲げる事由により支出する場合は、あらかじめ理事会の決議を得なければならない。

(区分)

第4条 卒部者団体費の会計は、本連盟会計とは区分する。

(報告)

第5条 財務委員長は、卒部者団体費の使途の状況について、1年に1回理事会に報告し承認を得なければならない。

(卒部者団体費の督促)

第6条 卒部者団体費を滞納する団体があるときは、財務委員長は、会員を通じて督促しなければならない。

2 前項の手続きを経てもなお卒部者団体費の滞納が継続したときは、理事長は、その卒部者団体の属する加盟大学に対して、連盟規約第51条に定める罰則適用の是非を理事会に付託することができる。

附 則 (令和6年2月12日)

この規程は、令和6年2月12日から施行する。